

1914年恐慌と金本位制下の金貨流通

金井雄一

There are many differences between the gold standard described in textbooks of economics and the real one. Moreover, the incorrect view of the gold standard has influenced our understanding of the post-gold monetary system. We should reexamine the gold standard on the basis of facts if we want to understand the present system exactly. This paper focuses, at the beginning of my attempt to destroy the myth of the gold standard, on the 1914 financial crisis and the wartime (1914-18) in UK, and finds a fact that is inconsistent with the traditional knowledge of the gold standard. During the wartime, actually, the gold coin in circulation was replaced by the Currency Note, which was paper money issued by the Treasury as emergency currency at the 1914 crisis. In short, with the rapid expansion of Currency Note, the gold coin disappeared from circulation although UK retained the gold standard. By confirming the above fact, this paper tries to suggest that the gold coin circulation under the gold standard virtually functioned, not as the standard money to stabilize the value of currency, but as only small money to be used in daily consumption.

I はじめに

イギリスでは、ナポレオン戦争終結（1815年）以降、同国資本主義の発展と世界経済の展開に伴って、イングランド銀行の金融政策が形成されていった。すなわち、イングランド銀行は、まず、金本位制の下でしばしば発生する恐慌に対処する過程で、パニック時には徹底的に信用を供与し、それを可能にするため平時には準備維持に努めるという行動原理——後のいわゆる「バショットの原理」——を実践するようになっていった。そして、同行はさらに、ロンドン金融市場が本格的国際金融センターとなり、短資が金利変化に敏感に反応して流入出しうる基盤が整ったことを背景として、その割引率（以下ではイングランド銀行の割引率を「バンク・レート」と記す）の操作を通して、外国為替相場・国際収支をある程度調整するようにもなった。こ

うして、イギリス金本位制は、国内均衡と国際均衡の対立が鋭く顕在化することを曲がりなりにも回避しうるものになったのである。19世紀第4四半期以降には、少なくともピール銀行法「停止」に至るような金融パニックは見られなくなる¹⁾。

しかし、バンク・レート操作を中心とする金融調整の体制は、1914年恐慌と第一次大戦を契機に崩壊してしまう。イギリスは、まず1914年8月に、ヨーロッパ大陸で始まった恐慌の波及により、1866年以来48年ぶりのピール銀行法「停止」に追い込まれる。そして、大戦中はもちろん、大戦後においても、もはや戦前のような体制に戻ることができなくなるのである。つまり、かつてのような方法では外為相場を維持してゆくことが困難になり、対内信用供与を維持しつつ对外均衡を図るために、様々な対応を模索・試行してゆかざるをえなくなるのである。

ところで、そのような模索・試行過程においては、当然ながら、従来は見られなかった新たな現象が現れてくるが、ここで特に指摘せねばならないのは、その過程には金本位制とは何だったのかを改めて考えさせる出来事が満ちている、ということである。すなわち、金本位制に関する通念を疑わざるをえなくなるような事態が、相次いで生じているのである。しかしながら、それらの事態は必ずしも十分に注目されてはこなかった。そして、それゆえに、金本位制は捉え直されることもなく、金本位制の神話が生き続けてきたのである。

金本位制は不正確に理解されてきた。しかも、その誤った金本位制把握は、実態からかけ離れた教科書的金本位制像を普及させただけでなく、金本位制から管理通貨制への移行の理解にも、管理通貨制下で生じる諸々の事態の理解にも、影響を及ぼしている。すなわち、金本位制把握における誤謬は現代認識にも影を落としている。それゆえ、金本位制の再検討は現代にとって不可欠の課題なのである。単純な制度論的理解から離れ、具体的な実態に即して金本位制を再検討することが、いま求められている。

本稿は、両大戦間期のイギリス金融政策を実証的に解明しつつ金本位制の神話を解体してゆく試みの手始めとして、1914 年恐慌と第一次大戦中に生じた事態を取り上げるものである。以下では、まず 14 年恐慌の経緯を振り返って論点を抽出し(II)，次いでそれを踏まえてカレンシー・ノートの流通拡大(III)およびその裏側で進行した金貨流通の消滅(IV)を確認し、最後に、検出された事態は何を示唆しているのかについて考察する(V)。

II 1914 年恐慌の経緯

1914 年 7 月下旬のヨーロッパは、前月のオーストリア皇太子暗殺事件以降しだいに高まりつつあった緊張がオーストリアの対セルビア最後通牒によって一気に最高潮に達し、金融市場の大混乱に見舞われることになった。もはや戦争は避けられないとの雰囲気が漂うなかで証券市場には大量の売りが殺到し、まず大陸各地の証券取引所が相次いで閉鎖に追い込まれた。そして、オーストリアとセルビアの間で実際に戦端が開かれた 7 月 28 日を経て、ロンドン証券取引所も 7 月 31 日に取引停止を発表するに至るのである。

しかし、証券取引の停止だけで済むような状況ではなかった。周知のように、ロンドンの引受商会(accepting houses or acceptance houses) いわゆるマーチャント・バンカーは、世界各地から振り出されるロンドン宛手形を引き受けていたが、株式銀行も一部を担うようになっていたその業務は、債務者から期日までに滞りなく支払いが行なわれることに依存していた。したがって、戦争によって送金は困難になるのではないかとの不安が広がるにつれて、引受業者は資金確保に走らざるをえなくなったのである。ところが、このとき同時に、引受手形が割引に出されるロンドン割引市場から、同市場への資金供給者であった外国銀行を含む諸銀行が資金を回収し始めた。コール貸しの担保とされていた手形の確実性が不安視されるようになり、銀行家達も自衛策をとったのである。諸銀行は、上述の証券取引所閉鎖に至る過程でも同取引所に対する短期融資を回収したのであるが、証券市場と同様に、割引市場もまた、銀行に資金を引き上げられては一層の困難に陥る。割引商

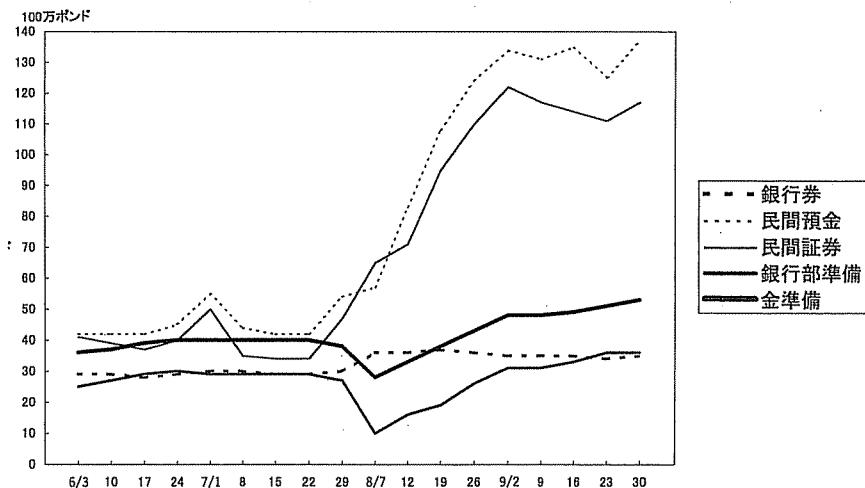
1914年恐慌と金本位制下の金貨流通

会 (bill-brokers or discount houses) は業務継続が難しくなり、そして割引業務の急激な収縮は新たな引受を事実上不可能にした。こうして、ロンドンの国際金融業務の要是麻痺してしまったのである。言うまでもなく、以上のような状況の進展に先行して、ロンドンに支払いをせねばならない債務者達はスターリング為替へ殺到しており、外国為替取引も既に混乱していた。要するに、証券取引所だけでなく、手形引受・割引市場も外国為替市場も、機能不全に陥ったのである²⁾。

金融市場が深刻な流動性不足に直面した場合には、割引市場からイングランド銀行に対して再割引が求められ、同行もそれに応じて資金を供給する、というのが従来とられてきた対応策であった。したがって、1914年7月においても同じ対応がとられた。図1から分

かるように、イングランド銀行は、7月末に銀行部準備を減らしつつ民間証券（同行勘定項目の「その他の証券」）の保有を大きく増やしている。しかし、この時は、伝統的対応だけでは困難は解消しなかった。イングランド銀行への資金需要がますます高まるなかで、14年1月29日に4%から引き下げられて以降6ヶ月間3%に保たれていたパンク・レートは、7月30日(木)に4%へ、31日(金)には8%へと引き上げられた。そして、ついに8月1日(土)、1866年以来およそ半世紀ぶりにピール銀行法「停止」という事態が出現したのである。すなわち、イングランド銀行に対して、ピール銀行法の規定以上に発券したとしても責任は問わない旨を示唆する、アスキス(H. H. Asquith)首相とロイド・ジョージ(D. Lloyd George)財相によって署名された「大

図1 1914年恐慌時のイングランド銀行諸勘定：1914.6.3～9.30（週別）



出典：*The Economist* 各号より作成。

注：1)「銀行券」はイングランド銀行券流通額、「民間預金」は銀行部負債項目の「その他の預金」、「民間証券」は銀行部資産項目の「その他の証券」。

2) 横軸の日付において、7月29日(木)の次が、通常のイングランド銀行「週報」発表日8月5日(木)でなく7日(金)となっているのは、5日が臨時休業だったため。

蔵省書簡 (The Treasury Letter)」が出されたのである。同日には、この書簡に記されていた条件に従って、バンク・レートの 10%への引き上げも実施された。

こうして、イギリス銀行の限外発行が容認され、高利を課されるとはいえともかくも資金確保の道は開かれた筈だったのだが、混乱の収束は期待できなかった。実は、この時、株式銀行が顧客の預金引出しに際して 1 ポンド金貨での支払いを渋ったため、日常生活ではほとんど使いようのない 5 ポンド銀行券³⁾を持たされた公衆が、休日を控えた 7 月 31 日(金)と 8 月 1 日(土)に、その銀行券を 1 ポンド金貨にするためイギリス銀行の前に行列を作る、という事態が起きていたのである⁴⁾。

1 日(土)は、2 日(日)に続く 3 日(月)がたまたま銀行休日(Bank Holiday)となっていたので、たとえ混乱が起きていたくとも現金需要が通常より大きくなる事情にあった。それゆえ、3 日が銀行休日になっていたことは、8 月 1 日を「シティにおける最も困難な日」⁵⁾にした一因でもあったのだが、反面ではそれは幸運でもあった。この混乱を乗り切る方策を決定するためには時間的余裕が必要だったからである。ただし、日曜日と月曜日だけではなく、結局、銀行休日は 4 日(火)から 6 日(木)までの三日間延長された。

銀行が閉じられていた 8 月 2 日から 6 日までの間に、大蔵省・イギリス銀行・シティの諸金融機関は、諸々の対策について話し合った。その結果、まず 2 日に、小切手または要求払い手形以外の為替手形に対する支払いを 1 ヶ月猶予する布告 (proclamation) が出され、それは翌 3 日に正式に立法化された⁶⁾。さらに、その法律のもとで 6 日に出され

た第 2 の布告によって支払い猶予の対象が拡大され、後には猶予期間も 3 ヶ月に延長された。しかし、銀行の臨時休業になされた決定のなかで最も重要なものは、何と言っても緊急通貨の発行である。

銀行家達は、保有資産の流動性喪失に直面して、混乱の当初から十分な通貨供給を要求していたが、パニックに対する不安が広がるとともに、政府も、彼らの求めに応えるしかないと判断するに至り、緊急通貨を発行することにした。そして、その方法についてはいくつかの構想が検討されたが、最終的には、大蔵省が紙幣を発行し、イギリス銀行を通じて諸銀行に貸し出す、という形をとることになった⁷⁾。また、新たに発行される紙幣の額面は 1 ポンドと 10 シリングに定められたのであるが、その理由はロイド・ジョージ蔵相の議会での発言から窺い知ることができる。対ドイツ宣戦布告の翌日である 8 月 5 日、彼は庶民院において以下のように述べている。

「我々は、……正貨支払いを停止する必要はない、……との結論に達しました。しかし同時に、我々は、金の供給を節約するために手筈を整えることは望ましいと考えました。」⁸⁾ 「どなたも御存じのように、ここ数日間生じている支障は、5 ポンド銀行券が兌換できないというものです。……人は小銭入手できず、そしてその結果、公衆にとって非常に大きな不便がもたらされているのは疑いありません。公衆に対して少しも不便を引き起こすことなく金の節約を達成し、他方同時に金本位をその完全な状態で維持するために、……我々は、イギリス銀行で金に兌換できる、1 ポンド券と 10 シリング用の券の発行を提案します。」⁹⁾

1914年恐慌と金本位制下の金貨流通

「1914年カレンシー・ノートおよび銀行券法 (the Currency and Bank Notes Act, 1914)¹⁰⁾ が成立するのは、このロイド・ジョージ発言の翌日、8月6日である。同法は、冒頭の条項において、大蔵省が1ポンドならびに10シリングの「カレンシー・ノート」¹¹⁾ を発行するという規定に続けて、それらのノートはソヴリン（1ポンド金貨）ならびに半ソヴリン（10シリング金貨）とまったく同様に流通するものとする、とうたっている。緊急通貨の額面が金貨と同一にされたのは、緊急通貨すなわちカレンシー・ノートには金貨の代替物としての機能も期待されていたからなのである。

なお、同法には、第3条にイングランド銀行（スコットランドとアイルランドの各発券銀行に関しても同様）の発券に関する限外発行条項も盛り込まれた。既に述べた大蔵省書簡による限外発行容認は言わば「超法規的」措置であったのだが、同法によって、大蔵省の承認等々の条件が必要とはいえ、限外発行が法律上も認められたのである。また、同法に基づいてなされるカレンシー・ノートの貸付には当然ながら利子が課されることになったが、利率としてはバンク・レートが適用されることになったため、銀行家達からバンク・レートの引下げ要求が出てきた。そこで、8月1日に10%に引き上げられていたバンク・レートは、「1914年カレンシー・ノートおよび銀行券法」が成立した6日に、銀行が再開される7日から6%に引き下げることが決められ、さらに8日には5%に下げられた。これ以後、バンク・レートは1916年7月まで変更されない。

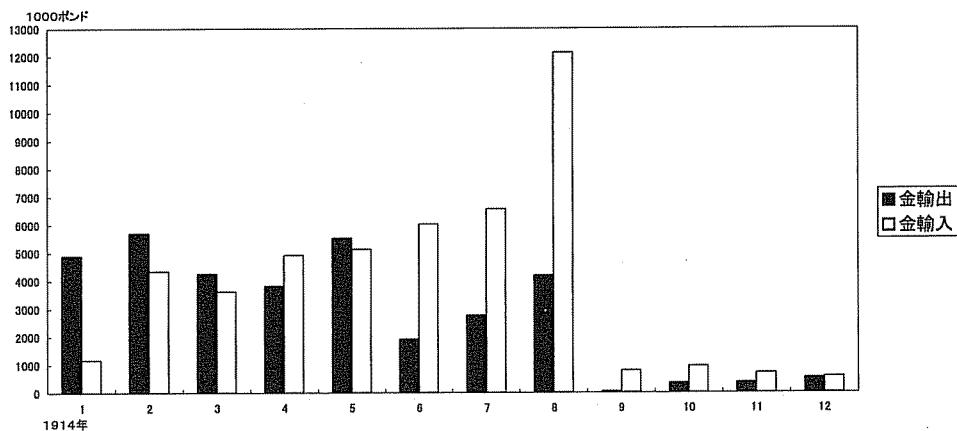
1914年恐慌において見られた諸事態のうち、上述以外になお確認しておくべきことと

しては、イングランド銀行券の兌換が維持されたという点がある。銀行家達からはイングランド銀行の兌換停止が提案されたのであるが、既に見たロイド・ジョージの発言からも分かるように、最終的には兌換は維持されることになった¹²⁾。したがって、金輸出も禁止されなかったわけである。「戦争の間中、金の輸出を妨げる法律的障害は何もなかった」¹³⁾。もっとも、それは、「その輸出が敵の利益にならないならば」¹³⁾ という条件の下でのことであり、保険ならびに海運の便宜が欠乏していたこともあるて、金の輸出は「事実上不可能」¹³⁾ だった。

さて、銀行休日が延長されていた間には以上のように様々な決定がなされたのであるが、5日間の休業が終わって銀行が再び開かれた8月7日(金)は、心配された取付騒ぎも見られず、平穏に過ぎていった。微妙に絡み合う金融市場の各業務を復旧させるためには更に若干の措置が講じられる必要はあったが¹⁴⁾、手形取引・外為取引は9月から10月にかけて徐々に立ち直り、8月初旬に布告されたモラトリアムも3ヵ月後には終了した。証券取引所の正常化だけが多少遅れたものの、こうして、混乱は収束していったのである。

要するに、1914年恐慌は、ロンドンにおいては皮肉なことに、「システムにおける何らかの弱さゆえではなく、巨大な国際的債権者としてのその強さゆえに生じた」¹⁵⁾ と言えるのかもしれない。イギリスが膨大な対外債権を保有していたことが混乱の直接的原因であったのは、確かである。図2から分かるように、イギリスは、14年恐慌においては金流出に苦しんだわけではない。証券取引所は閉鎖され、割引市場や外為市場も麻痺し、ピール銀行法も「停止」されたが、イングランド銀行券の

図2 イギリスの金輸出入: 1914.1~12(月別)



出典: *The Economist* 各号より作成。

兌換は維持されており、戦時ゆえに金輸出は困難になったとはいえ、金本位制は存続したのである。

では、本稿の問題意識からは、すなわち金本位制再把握を試みようとする視点からは、この恐慌の何が注目されるべきなのであろうか。実は、以上のように1914年恐慌を振り返ってみると、金本位制とは何だったのかを改めて考える際に検討を省くことは許されない問題が、浮かび上がってくるのである。カレンシー・ノートの発行である。14年恐慌のさなかに、金貨に兌換可能な、金貨と同一額面の紙幣が発行された。しかも——論点を先取りすることになるが——、そのカレンシー・ノートは、イギリンド銀行券流通額を上回り、短期間に流通通貨のかなりの部分を占めるに至る。つまり、金貨に兌換可能であり金貨と同一額面であるにもかかわらず、兌換されることなく、流通に留まっていくのである。このことは、いったい何を意味するのだろうか。

金貨流通とは、一般に、金本位制が完全に機能するための条件(金の自由な鋳造と溶解、

自由な兌換、自由な輸出入)を保つための、金本位制にとって不可欠の存在と考えられてきた¹⁶⁾。しかし、金貨流通は、本位貨幣の流通という意味を本当に持っていたのだろうか。カレンシー・ノートが流通したという事実は、完全な金本位制と言われる金貨本位制において金貨流通とは實際にはどのような存在だったのか、どのような意義をもつものだったのか、という疑問を生じさせると思われる。この疑問を明確にするために、次節において、まずカレンシー・ノートの発行・流通の実態を確認することにしたい。

III カレンシー・ノートの発行とその流通増大

カレンシー・ノートは1914年8月に発行され始めるが、その額は第一次大戦中に急激に膨張していった。表1は14~18年の各年末における「カレンシー・ノート勘定」を示しているが、この表から分かるように、カレンシー・ノート発行額は14年末において既に3800万ポンド以上になっており、11月に大戦

1914年恐慌と金本位制下の金貨流通

表1 カレンシー・ノート勘定：1914～1918（年末）

(1000 ポンド)

Date 日付	Notes and Certificates Out- standing カレンシー ・ノート	Invest- ments Reserve Account 投資準備 勘定	Advances to 貸付		Redemption Account 償却勘定		
			Bankers 銀行	Savings Banks 貯蓄銀行	Coin and Bullion 金貨及び 金地金	Govern- ment Securities 政府証券	Balance at Bank of England イングランド 銀行残高
1914.12.30.	38,478	—	169	600	18,500	9,924	9,286
1915.12.29.	103,125	729	159	249	28,500	54,621	20,536
1916.12.27.	150,144	2,430	64	40	28,500	118,102	6,868
1917.12.26.	212,782	8,554	39	675	28,500	186,637	5,486
1918.12.31.	323,241	15,529	—	570	28,500	305,133	4,566

出典：*The Economist* 各号より作成。

注：「償却勘定」には、1919年以降「イギリス銀行券」が計上されるようになるが、1918年まではその項目はない。

が休戦した18年末には3億2300万ポンドに達している。これは、カレンシー・ノートが、14年恐慌における諸銀行の流動性不足に対処するための緊急通貨という意味をはるかに超えて発行され続け、流通に定着してしまった、ということを示すものであろう。

このような事態に至ったのは、実は、以下のような事情からである。カレンシー・ノートは、本来は、銀行の預金債務の20%を限度として、バンク・レートと同率の利率で貸し出されるものであった。しかも、こうした貸出のほとんどはすぐに返済されたと言われている¹⁷⁾。ところが、「1914年カレンシー・ノートおよび銀行券法」の規定は、同年8月20日の大蔵省覚書(Treasury Minute)ならびに28日に成立した修正法(the Currency and Bank Notes (Amendment) Act, 1914)¹⁸⁾によって変更され、諸銀行によるイギリス銀行からのカレンシー・ノート引出しが当初より容易にされた。すなわち、諸銀行は、同額を支払いさえすれば、イギリス銀行か

らいくらでもカレンシー・ノートを引き出すことが出来るようになったのである。

やや単純化して言うと、以下のようになる。たとえば、ある銀行がイギリス銀行からカレンシー・ノートを引き出すと、イギリス銀行は引き出されたカレンシー・ノートと同額をその銀行がイギリス銀行にもつ預金勘定からカレンシー・ノート償却勘定(Currency Notes Redemption Account)に移転する。銀行にしてみれば、引き出したカレンシー・ノートと同額を自行がイギリス銀行に持つ預金から支払った、ということになるが、自行のイギリス銀行預金からカレンシー・ノートで引出しを行なった、とも言える。いずれにしても、カレンシー・ノート勘定の側では、カレンシー・ノートの発行(負債)が増加するとともに、同額の預金が償却勘定(資産)に入ったことになる。移転が金で行なわれれば金が償却勘定に入るし、また、当初の預金(イギリス銀行残高)が金に変わることもあるだろう。ところが、

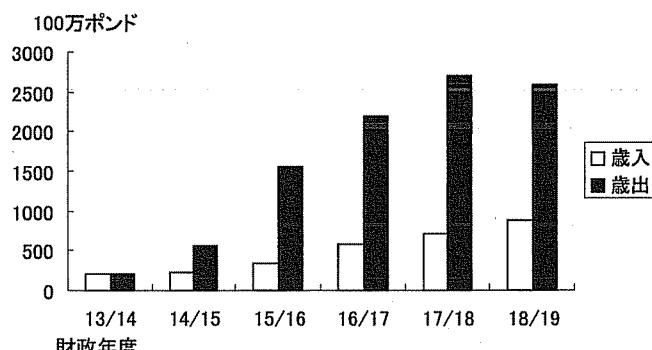
表1から分かるように、償却勘定には、金・イングランド銀行残高に加えて、政府証券が存在している。つまり、カレンシー・ノート発行によって同勘定が獲得した資金は、政府に貸し出されるのである。したがって、当初に銀行によって引き出されたカレンシー・ノートは例えばその銀行の顧客の預金引出しに応じて流通に出て行くが、それとは別に、カレンシー・ノート発行によって獲得された資金のかなりの部分が、政府証券と引き換えに政府に渡り、政府によって支出されていくことになる。となると、政府からの支払いを受け取った公衆が銀行へ預金すれば、諸銀行のイングランド銀行預金は回復することになり、それゆえ諸銀行は再び新たなカレンシー・ノートの引出しが可能になる。要するに、「公衆は、彼らが好むだけのノートを商業銀行から引き出すことができ、そして諸銀行は、彼らが好むだけをイングランド銀行から引き出すことができた。すなわち、法貨の供給は実際には無制限だったのである。」¹⁹⁾

さて、このような事情を踏まえると、当初は文字通りの緊急通貨として発行された筈の

カレンシー・ノートがその役割を超えて増加していくことには、政府への貸出が深く関連していたと言えそうである。少なくとも、カレンシー・ノート償却勘定の中に政府証券が累積していったことは明らかである。そこで、第一次大戦中における政府の国債発行に目を向けてみる必要があるが、国債発行それ自体を取り上げる前に、まず、大戦中のイギリス財政状況を一瞥しておこう。第一次大戦は、周知のように従来の戦争とは決定的に異なり、政府が国内の財貨・サービスや輸入食料・原材料の内の膨大な部分を購入せねばならない戦争だった。したがって、イギリス政府は開戦後たちまち大幅な財政赤字に陥ったのである。図3に示されているように、大戦中の歳入不足は驚くべき状況である。

この財政赤字は、当然ながら、各種の借りによつて埋められねばならなかつた。図4は、第一次大戦中の国債発行状況を総括的に示したものであるが、ここから分かるように、大戦中のイギリス政府は国債発行残高を60億ポンド以上増加させている。そのような巨額の資金が調達されていく過程で、カレン

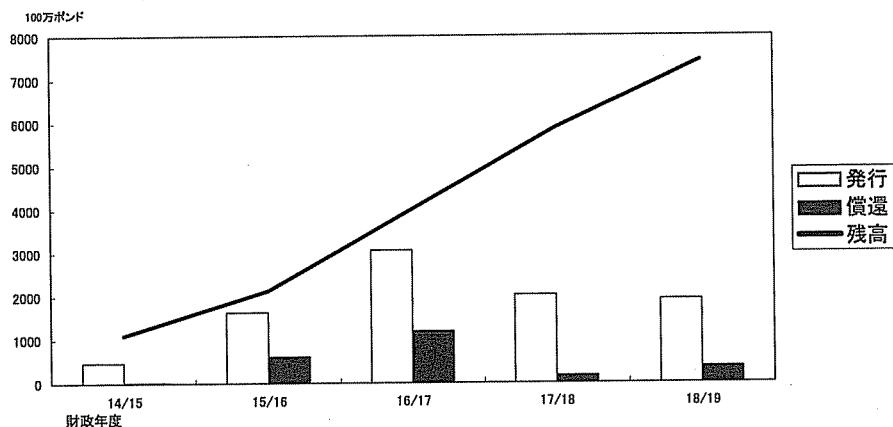
図3 イギリスの歳入・歳出：1913/14～1918/19



出典：*Statistical Abstract for the United Kingdom* 各年版より作成。

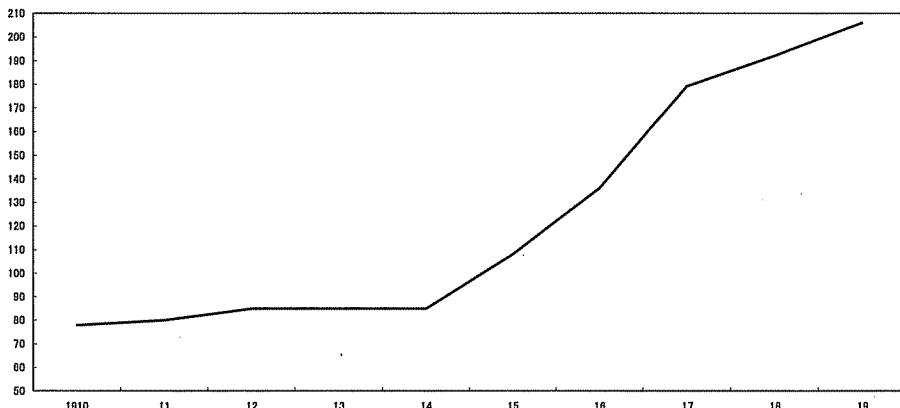
1914年恐慌と金本位制下の金貨流通

図4 イギリスの国債発行状況：1914/15～1918/19



出典：代田純（1999），41頁，より作成。

図5 イギリスの物価：1910～1919（年別）



出典：Mitchell (1962), p. 475 より作成。

注：1867-77年の平均値を100とする総合物価指数。

シーソート勘定も政府貸出を増やしていくのである。上述のように、カレンシーソートは、それが発行されればされるほど、同勘定の対政府貸出余力を生み出していくものであった。そのような仕組みの下で、カレンシーソートの発行・流通は拡大していくのである。カレンシーソート流通額は、1915年10月にイングランド銀行券流通額を上回り、16年末には2倍以上になり、17年末には

3倍弱（イングランド銀行券=7558万ポンド、カレンシーソート=2億1278万ポンド）になる。

このような状況は、当然ながら、膨大な政府支出による物価上昇予想させるものであるが、後に論じる点とも関わるので、本節の最後に、大戦中におけるイギリスの物価動向を確認しておきたい（図5参照）。

ともかく、以上のように、イギリスでは大

量のカレンシー・ノートが流通するようになり、それは同国の通貨構成において大きな部分を占める存在になってしまったのであるが、実は、この事態の裏側で、もう一つの現象が進行していた。金貨流通の消滅である。節を改め、その点を検討しよう。

IV 金貨の回収と金貨流通の消滅

金貨の流通額を正確に把握することは極めて困難であり、イギリスについても各種の推計が存在するだけであるが、比較的よく整備されていると思われる推計によれば、第一次大戦前のイギリスにおいては金貨流通額（公衆の手にあるものに諸銀行の保有分を加えた額）は表2のとおりであり、1914年には約1億3600万ポンドである。また、1915年夏のマッケンナ（Reginald McKenna）蔵相²⁰⁾の説明によれば、1914年6月30日時点の金貨流通額は約1億2100万ポンドである²¹⁾。第一次大戦直前期のイギリスにおいては、1億2000万～3000万ポンドの金貨が流通している。

表2 イギリスの金貨流通額：1905～1914(年末)
(1000ポンド)

西暦	金貨流通額
1905	101,226
1906	101,573
1907	109,985
1908	112,546
1909	110,062
1910	113,485
1911	123,453
1912	130,272
1913	145,576
1914	136,126

出典：Capie, Forrest and Alan Webber (1985), p. 199より作成。

たと思われる。

しかし、この金貨流通は、第一次大戦中に消滅したと言われている。「金貨は、戦争の初期の間は流通し続けたが、1915年以降次第に流通から回収され、イングランド銀行へ払い込まれたり、あるいは商業銀行によって保有されたりした。1914年における金の流通見積もり額1億2300万ポンドのうち、5000万ポンドをいくぶん超える額が戦争中にイングランド銀行へ払い込まれ、さらにもう5000万ポンドが他の諸銀行によって蓄積された後にイングランド銀行へ払い込まれた。」²²⁾こうして、「金は事実上流通から姿を消した」²³⁾のである。

表3は、1923年1月22日付の大蔵省のある文書²⁴⁾に掲載されている表から、第一次大戦勃発前・大戦中・大戦休戦直後・休戦2年後の四つの時点を抜粋したものである。イングランド銀行・その他の銀行・公衆の別に各々の金保有額が記載されているが、イングランド銀行以外の金はほとんど金貨であろうから、この表からは金貨流通額が分かると見てよいだろう。ところが、そうだとすると、金貨流通は必ずしも第一次大戦中に消滅していないのではないか、との疑問が生じる。確かに、1918年12月時点でも、諸銀行は4000万

表3 イギリスにおける金保有額：
1914.6～1920.12(月末)
(100万ポンド)

年月	イングランド銀行	他の銀行	公衆
1914. 6	38.5	44.5	78
1916.12	55.0	35	50
1918.12	80.0	40	35
1920.12	128.4	15	25

出典：PRO : T 176/5, Monetary Policy 1920-9, Gold held in the United Kingdom 1914-1922より作成。

ポンド、公衆は3500万ポンドをそれぞれ保有している。実は、金貨が流通から消えたと言われるような状況だったにもかかわらずこのような数字が出てくることには、以下のような事情があったのである。

第一は、推計上の問題である。既に述べたように金貨流通額の把握は難しく、表3の「公衆保有」の数字も全て推計値であるが——煩瑣を避けるため本稿の表には示さなかったが、原資料の表では、造幣局(Royal Mint)の見積り(estimate)に基づくものと単なる推測(guess)とを区別して、後者の値には()が付されている。ただし、造幣局の見積りが特に正確というわけではない——、その推計は過大になりがちだったようである。つまり、より低い値が実状に近いという指摘が、しばしばなされているのである。たとえば、1917年2月9日付けの、造幣局からJ・ブラドベリー(John Bradbury)²⁵⁾への報告は、前年6月末における公衆の金貨保有額5345万ポンドという計算結果について、信じられない数値であると述べている。宝石製造や歯科医における利用などのよう、工業およびその他の目的のために溶解された額および旅行者によって海外に持ち出された額が、長年にわたって過小に見積もられてきたこと、さらに戦争勃発以降は金貨の流入出が報告に正確に反映していないこと、等々によって、過大な数値になるというのである²⁶⁾。また、1918年10月7日の日付がスタンプされている大蔵省の別の文書においても、17年6月30日時点で公衆の手に依然として4800万ポンドの金貨が保有されているという見積もりについて、この数値は、溶解された金貨や、兵士や船員のポケットに入っている、あるいは公式に記録されない方法での輸出によって、国外に運

び出された金貨を計算に入れるならば、実際には減少するだろう、と述べられている²⁶⁾。

第二の事情は、金貨の退蔵である。金貨が流通から消えてしまったにもかかわらず、未だかなりの額が公衆に保有されているという計算になるのは、退蔵が行なわれたことを推測させる。実際、「大量の金貨が依然として公衆の手にあるということは、知られていた」²⁷⁾と言われている。

第三の事情は、地域的な偏りの問題である。前出表3の原資料は、「北部およびアイルランドにおいては、ロンドンおよび南部において紙幣がそれに取って代わってしまった後も、金が長く流通し続けた」²⁸⁾と指摘している。金貨が流通から姿を消したという現実と、公衆の手には金貨が相当保有されていることになるという計算結果との齟齬の一部は、少なくともイングランドではカレンシー・ノートが金貨に取って代わっていたが、スコットランドやアイルランドでは多少状況が異なっていた、ということで説明されよう。

ともかく、1925年に時の蔵相W・チャーチル(Winston Churchill)が紙幣の使用について「この10年間慣れ続けてきた習慣」²⁹⁾と述べたことからも確認できるように、イギリスでは第一次大戦を契機に金貨流通は基本的に消滅したのである。何故そのようなことが生じたのかと言えば、もはや改めて言うまでもなく、カレンシー・ノートに置き換えられていったからである。金貨と同一額面の、すなわち1ポンドと10シリングの紙幣が大量に流通に入ってくるとともに、金貨は回収されていったのである。

ただし、金貨の回収は、上に述べた退蔵の問題はひとまず別としても、また地域差の問題も同様に別としても、必ずしも簡単に進ん

だわけではない。政府は、戦争の長期化とともに、国内にある金の集中（したがって金貨の回収）に努めねばならなかった。たとえば、1917 年 7 月 25 日、B・ロウ (Bonar Law) 藏相が、J・ブラドベリーらの大蔵省幹部を伴い、イングランド銀行副総裁も立ち会うなかで、F・シャスター (F. Schuster) などの銀行家の代表と会って、政府は株式銀行に対してその保有する金を提供してくれるよう頼まねばならなくなった、との説明を行なっている。そして、藏相は、政府からの依頼について検討する銀行家達の会合に間に合うように、ロンドン手形交換所加盟銀行委員会 (the Committee of Clearing Banks) の会長 (Chairman) 宛に、「政府は連合王国内の金貨および金地金の全てのストックを求めることが必要になった」と述べて協力を求める書簡を、同日付で出している。

さらに、同様の依頼は、スコットランドおよびアイルランドの諸銀行に対しても行なわれた。ロウ藏相が 17 年 8 月 14 日付でスコットランド銀行 (Bank of Scotland) にあてた書簡は、「私は、スコットランドの銀行家の皆さんが既に、国家の諸目的のために連合王国内の金貨および金地金のストックを政府がその自由な処分権のもとに保有する必要がある、という最近の政府決定を知っておられると理解しています」と述べたうえで、この問題を議論してくれるなら喜んで会うという言葉で結ばれている。

政府は各銀行に保有額の 90% の提供を要請したのであるが、結局、どの地域の銀行も政府案に同意していく。たとえば、アイルランド銀行 (Bank of Ireland) 総裁が藏相に宛てた 17 年 8 月 25 日付けの書簡は、「アイルランドの全ての銀行による会合において、以下

の決議が満場一致で採択されました」として、「アイルランド諸銀行の金保有額の 90% は、大蔵省の自由処分権のもとに、アイルランド銀行の中に置かれる」と記している。もっとも、アイルランド諸銀行からは、カレンシー・ノートが拒否される可能性もあるのでそのような事態に対処するため各行の銀行券を金で支払うことができるようにしておきたいとの条件が出されたので、藏相から、8 月 31 日付で以下のような趣旨の返信が出されている。現時点で金を実際にアイルランドから移すことは計画されていないので、金はアイルランド銀行に集中されればよく、また、大蔵省がその金の実際の使用を必要とするまでは、提供した銀行の所有権は維持される³⁰⁾。

さて、いろいろな経緯はあったにせよ、本節の初めに述べたとおり、カレンシー・ノートの流通拡大とともに金貨流通は消滅していったのである。では、この事態は何を意味するのだろうか。最終節では、ここまでに確認してきた事態が示唆することをまとめつつ、金本位制に関する旧来からの理解に対して、問題を提起してみたい。

V 小 括

金貨本位制下で、すなわちイングランド銀行券の金貨兌換が認められている下で、大蔵省発行の紙幣が使用され始め、しかもその紙幣も兌換可能だったのに、兌換されることもなく大量に流通するようになっていった。その一方で金貨は回収されていき、流通から姿を消してしまった。これが、1914 年恐慌以降、第一次大戦中に進展した現実である。イングランド銀行券の最低額面は 5 ポンドだったので、1 ポンドや半ポンドの金貨には日常生活

用の小額貨幣としての需要があったのだが、ここですもって指摘できるのは、その需要は額面が金貨と同じにされたカレンサー・ノートによって満たされた、ということである。金貨は、それと同額面の紙幣が発行されることによって、流通不要になったと思われる。しかし、それでは、金本位制下の金貨流通とは、額面さえ同じならば紙幣によって置き換えられうるというようなものだったのだろうか。

金本位制とは、金貨を流通させることによって、つまり金貨と銀行券の自由な転換を保証することによって、銀行券の信認を確保し、またその価値を安定させるものである、と考えるならば、紙幣が金貨に取って代わることはありえないということになろう。たとえ額面が同一であっても、紙幣には金貨の機能は果たせない筈である。しかし、実際には、カレンサー・ノートすなわち1ポンド券および10シリング券という低額面紙幣が流通し始めるとともに、それまで国内で流通していた金貨は次第に回収され、金貨流通は紙幣流通に取って代わられたのである。あえて付け加えておくならば、物価上昇があっても（前出の図5参照）、ほとんど誰も兌換にも行かなかつたのである。

これは、伝統的な金本位制観に立つ限り、極めて不思議な事態だということになりそうだが、しかし、現に生じた事実の側に立ち、事実に即して素朴に事態を捉えるならば、金本位制下の金貨流通は、本位貨幣としての金貨の流通などではなく、小額貨幣への需要を満たすものだった、ということになろう。そして、そのように理解するならば、大戦中のこの事態は、何ら不思議に思う必要はないものである。金属形態の小額貨幣が、それと同

じ低額面を表示する紙券に代替されていっただけである、と言えばよい。さらに、教科書的金本位制理解の立場からこの事態はおかしいとする主張に対しては、逆に、以下のように言えるだろう。このような現実が起きて、それでも、金本位制下の銀行券の信認は金貨兌換によって支えられていたと依然として主張しうるのだろうか。このような現実を前にして、なお、金本位制は本位貨幣たる金貨の流通によって銀行券の価値を安定させるシステムだったと主張しうるのだろうか。

もっとも、旧来からの金本位制理解は単なる神話であり、そもそもこういう事態が起こるのが実際の金本位制なのだという主張に対しては、以下のような反論が提起されるかもしれない。まず第一に、本稿でも確認されているように1914年の7月31日・8月1日にはイギリンド銀行の前に兌換請求の行列が現れており、そのことは、金貨はやはり紙券とは異なる本位貨幣だったことを示すではないか、と。あるいは第二に、第一次大戦中においては金本位制は実質的に停止されていたのであり、大戦中の事態は停止下ゆえに生じたことであって、本来の金本位制下では起こりえないことだ、と。また第三に、大戦中も金本位制は形式的には維持されていたとしても、戦時ゆえに人びとが金本位制の機能を作用させるような行動をとらなかっただけであって、大戦中の事態は戦時だからこそ起こりえたものであり、平時の金本位制下では起こりえない、と。

まず、第一の点から検討してみよう。結論を先取りすれば、この点についての本稿の理解は、あの行列は本位貨幣としての金貨を求めたものではなく小額貨幣としての金貨を求めたものだった、というものである。イング

ランド銀行からの金流出を金貨と地金に分けてみれば確認できるように(図 6 参照), 7 月末からの金流出の大部分は金貨なのである。イングランド銀行の前に並んだ人々は小額貨幣を求めていたのであり, 諸銀行が休日を控えた顧客の預金引出しに対して 5 ポンド券を押し付けたりしなければ, 行列は出現しなかったと思われる。また, 諸銀行からの引出しについても, 同時代人がその様子を次のように描いている。7 月 31 日と 8 月 1 日には銀行から通常より多額を引き出した人もいたが, 公衆一般の態度は極めて冷静なものであり, 全般的な取付が始まる兆候など全然なかったし, 郵便貯蓄銀行 (Post Office Savings Bank) は, 株式銀行が閉じられていた期間中もずっと開店したままだったが, 引出しに悩まされることもなかった³¹⁾。

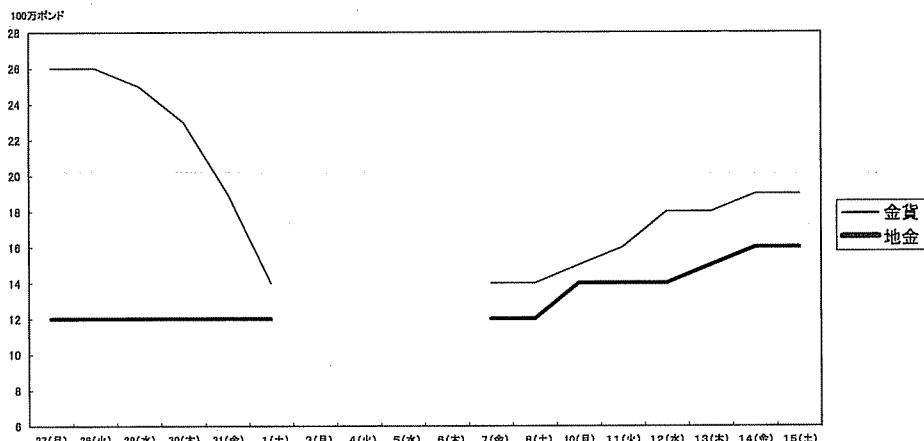
やはり, あの行列はパニックではなかったのであり, 金貨への需要は本位貨幣への需要ではなく小額貨幣への需要だった, と解する

べきだと思われる。少なくともイギリス金本位制においては, 金貨は, 金本位制に関する通念的理解がどのような説明をつけようとも, 実際には低額面通貨として流通していたのではないだろうか。いずれにしても, 1914 年恐慌時に出現した金貨需要は、「誰もが同意するように, パニック需要であるよりは休日需要であった。その最も重要な原因は, イングランド銀行券への不信ではなかった」³²⁾ のである。

なお, 第一の点に関連して, 大戦中に行なわれた「金貨の退蔵」が, 金貨はやはり紙券では代替されえないものだったということを示しているのではないか, との疑問も生じるかもしれない。それゆえ, ここで, その点にも触れておきたい。

金本位制下の金貨流通は実際には小額貨幣流通だったのであり, だからこそ低額面紙券の流通によって消滅しえたのではないか, という本稿の問題提起は, 更に踏み込んで言う

図 6 1914 年恐慌時のイングランド銀行金準備増減—金貨・地金別—：1914.7.27～8.15 (日別)



出典：BoE : C 1/62, 1914 Account Book, Daily Accounts より作成。

注：3 日は定例の銀行休日, 4～6 日は臨時休業。

なら、金貨は（金地金本位制においては言うに及ばず）金貨本位制においてさえ事実上不要だった、という把握に繋がるものであるから、誤解を避けるために以下のことを強調しておかねばならない。まず、本稿が提起しようとしていることは、金あるいは金貨には意味がなかったということではない。金は、資本主義経済において、とりわけ銀を駆逐した19世紀末以降は、最も普遍的な購買能力・決済能力を持つ流通手段・支払手段であり、したがって最も有効な価値保蔵手段である。それゆえ、いろいろな状況において金が退蔵されるのは当然なのである。本稿は、決して、金がそのような地位にあることを否定するものではない。本稿が提起しようとしているのは、金本位制の下での金貨流通には金本位制の神話が想定するような機能はなかった、ということである。つまり、銀行券の価値が下がると兌換請求があり、銀行券は回収されて金貨が出て行き、そういうメカニズムを通じて金本位制下では通貨価値が安定し、銀行券流通額もコントロールされる（そのメカニズムを無くした管理通貨制下では銀行券流通額は自由に拡大できる）、などということはない。また、銀行券は金貨への兌換保証によってその信認を維持していた、ということもない。現実の金本位制においては、金貨流通はそのような機能を果たしてはいなかった。金貨は、小額貨幣としての役割を果たしてはいても、銀行券流通額をコントロールしたり、銀行券の信認を維持していたわけではない。それゆえ、カレンシー・ノートによって簡単に置き換えられたのである。以上が本稿の主張であり、要するに、金本位制下での金貨流通の意義と、金の意義とを混同してはならない。その意味で、金貨退蔵の存在は本稿の

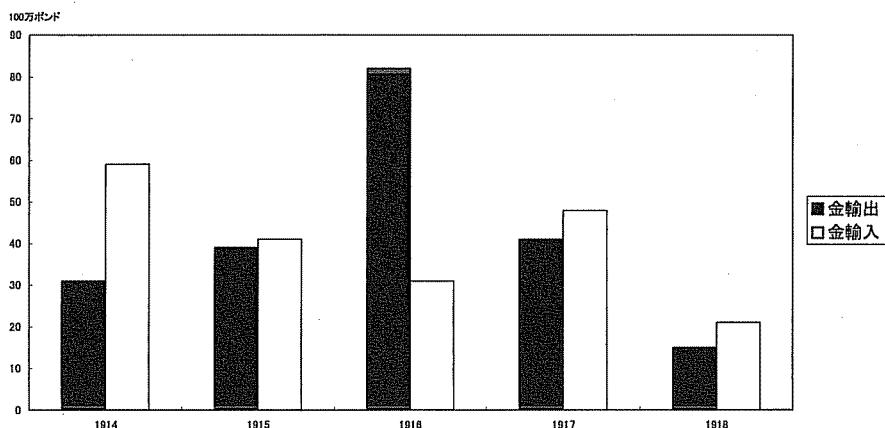
主張に影響を与えるものではないのである。

次いで、第二の点の検討に進もう。第一次大戦中には金本位制は実質的には停止されていたという把握は、必ずしも誤りではない。本稿でも述べたように、大戦中の金輸出は困難だった。少なくとも平時におけるような金移動はありえなかったという点では、金本位制は事実上の停止状態にあった。もっとも、大戦中には金移動が全くなかったわけではない。図7に示されているように、1年で数千万ポンドという規模の金輸出入は行なわれていた。ここでは詳しく分析することはできないが、もしこれらの金移動が行なわれなかつたとしたら外為相場にそれなりの影響が生じた筈であることを想起すると、金本位停止をあまり安易に想定することには問題があるかもしれない。

しかし、ここで指摘すべきことは、何と言っても国内の問題である。何度も指摘してきたように、イギリス銀行券の兌換は停止されていなかつたし、カレンシー・ノートも兌換可能だった。敢えて言えば、過剰発券を行なっても兌換によって還流してしまいうといふ、教科書的な金本位制理解において言われているような金本位制の機能を、作動させようと思えばできたのである。にもかかわらず、カレンシー・ノートの発行は着実に増加していった。第一次大戦中に生じた事態を、金本位制が停止状態にあつたためであり、金本位制が十全に機能していれば起こらなかつたことであると捉えるのは、困難ではないだろうか。

最後に、第三の点を検討したい。なるほど、カレンシー・ノートが金貨に代替しえたと言えるような事態が現実に起きたのは、戦時ゆえに、たとえ金本位制が維持されていようと

図 7 イギリスの金輸出入：1914～1918（年別）



出典：BoE: C 43/157, Gold Imports and Exports 1914-1919, Summary of Gold Movements 1914-1919 より作成。

も人びとが本来の行動を抑制したからであつたのかもしれない。戦時でなければ、物価上昇に伴って兌換が行なわれ、金本位制は通常言わわれているような機能を果たしたのかもしれない。

第一次大戦期に見られた事態は戦時だったゆえのことであるという把握には、確かに根拠がある。後の時代においても、1914年にカレンシー・ノートのような紙券が受け入れられていったのはその兌換可能性によるのではなく、むしろ「人びとの愛国心」³³⁾によってだったという指摘が現れるが、実は、同時代人にもそういう意識があったのである。それは、すでに触れた、「1914年カレンシー・ノートおよび銀行券法」成立の前日における、ロイド・ジョージ蔵相の庶民院での発言にも現れている。「このすさまじい戦いにおいては、金融が大きな役割を演ずるであります。それは、この消耗戦において最も恐ろしい兵器の一つになるであります。だから、貪欲という利己的動機から、あるいは度を越した用心または臆病から、無理をして金を引き

出し、それを自分自身の用途に供しようとする人は誰でも、自分は祖国の敵を助けることになるということを、……はっきりと理解すべきであります。」³⁴⁾ このように述べたロイド・ジョージは、更に、銀行の臨時休業が終わって8月7日の金曜日に銀行が開けられたときのことを思うとそういう点は非常に重要であり、「我々はこの国のあらゆる市民の愛国心に訴えねばなりません」³⁵⁾と断ったうえで、1ポンドと10シリングの紙券の発行を提案しているのである。金貨需要を抑制するには「愛国心」への訴えが必要であるとの意識が、濃厚に感じられるであろう。

では、金本位制下の金貨流通にはやはり本位貨幣流通としての意義があったと考えるべきなのであろうか。カレンシー・ノートが流通していったのは、戦時という特殊な状況のゆえだったのだろうか。平時ならばそのようなことは実現しなかったという見解に対して、たとえ戦時においてではあれ、カレンシー・ノートによって金貨流通が消滅したという事実は、金貨とは実は小額貨幣需要を満

たすものだったのであり、銀行券の信認も実際には金貨兌換とは関係なかったのであり、現実に存在した金本位制には教科書が描くような金本位制の機能はなかった、ということを示唆するのではないか、と考えるのが本稿の立場である。戦時ゆえに本来起こりえない事態が起きる、ということではなく、むしろ、戦時という特殊な時期には通常は認識しにくい金本位制の本質が垣間見えてしまうのではないか。

いずれにせよ、平時に戻った時、カレンシー・ノートはどうなるのか。金貨流通はどうなるのか。金本位制はどのように機能するのか。本稿が提起した見解の妥当性は、次の時期へと考察を進めるなかで試されるであろう。

注

1) 以上の点については、金井(1989)を参照。なお、ピール銀行法の停止に「」を付しているのは、「停止」と言われている事態は厳密に言えば法律の停止ではないという理由からであるが、同時に、パニックが鎮静化したのはピール銀行法の規定内容が停止されたことによってではない、という事実に注意を喚起したいからである。つまり、パニックは、ピール銀行法の規定する発券制限が同法の停止によって解除されたから（換言すれば銀行券が増発されたから）鎮静化したのではない。實際には、「停止」が公表されると同時に銀行券は還流してくる。金井(1989), 89-91頁、および金井(1992), 97頁、を参照。

2) 1914年恐慌の経緯については、主に次の資料に依っている。Public Record Office (hereafter PRO): T 170/14, Correspondence etc, The Government and the Bank August-September 1914. また、以下の文献も参考にした。Keynes(1914); Feavearyear(1931), pp. 337-340 [一ノ

瀬・川合・中島訳, 355-358頁]; Hawtrey(1938), pp. 123-130 [英國金融史研究会訳, 121-127頁]; Clapham(1946); Sayers(1976), Vol. 1 Chap. 5-A [西川監訳, 上 第5章-1]; Brown(1940), Vol. I Chap. 1; Seabourne(1986).

念のために付言しておくと、ケインズは上記の文献で示した見解を後に若干修正するが、その点については岩本(1999)第2章を参照。

なお、上記の英國金融史研究会訳の122頁には、二箇所ほど理解しにくい部分がある。また、西川監訳の100頁では、「銀行部準備(the Reserve)」が「金準備」と訳されている。「1000万ポンド以下となった」のは、金準備ではなく銀行部準備である。

3) 5ポンド券は、この時点では発行されていたイングランド銀行券の内で最低額面である。当時の5ポンドが現在のどの程度の金額に当たるかを正確に示すことは簡単ではないが、少なくとも、5ポンド券は労働者の賃金支払いや日常消費に使えるものではなかった。

4) ケインズは、株式銀行が5ポンドないし10ポンド程度を求めていただけの古くからの顧客に対してさえイングランド銀行券や銀貨をもたせようと努め、金貨での支払いを渋ったことを「自殺的政策」(Keynes(1914), p. 473)と言い、そして、スレッドニードル街に出現した、銀行家から押し付けられた銀行券を兌換しようとする人びとの行列を「恥すべき光景」(Keynes(1914), p. 473)と称して、株式銀行の行動を非難した。

なお、セイヤーズは、手形交換所加盟銀行(clearing banks)が緊急時におけるイングランド銀行への協力方法を数年来議論してきたことを想起しつつ、またケインズの株式銀行批判が後に若干弱められたということにも関連させつつ、この時に銀行家達が1ポンド金貨を出し渋ったのは、あくまで自行内に金を確保しようとしたためではなく、金準備の相当部分をイングランド銀行に渡すことを考えており、その際の金プールへの貢献を大きくしたくて金保有増加を図っていたのではないか、と推測している。Cf. Sayers(1976), Vol. 1 pp. 72-73 [西川監訳, 96-97頁].

- 5) Clapham (1946), p. 33.
- 6) 支払延期法 (the Postponement of Payments Act)。これいわゆるモラトリアムであるが、「その言葉は使われなかった」(Clapham (1946), p. 34)。
- 7) 緊急通貨の発行はイギリス銀行券で行なうべきであるとの考え方もあるが、連合王国内にありながら独自の発券銀行を持つスコットランド及びアイルランドは、大蔵省紙幣のほうが受け入れ易かったのである。
- 8) *The Parliamentary Debates*, 5th Series, Vol. 65, 1992.
- 9) *Ibid.*, 1993.
- 10) この法律は次の文献に収録されている。Gregory (1929), Vol. 2, pp. 320-322.
- 11) カレンシー・ノートについては、政府紙幣(government note)・大蔵省紙幣(Treasury note)・緊急通貨(emergency currency, emergency note)など種々の呼称がみられるが、この通貨は兌換可能であり、いわゆる不換国家紙幣と同一視すべきではないので、本稿ではカレンシー・ノートと表記する。
- 12) ロイド・ジョージの兌換維持の決断にはケインズの見解が影響力をもったと言われている。この点については以下を参照。Seabourne (1986), p. 104. 岩本 (1999), 66-67 頁。
- 13) Sayers (1976), Appendixes, appendix 6, p. 55.
- 14) たとえば、8月13日には、8月4日以前に引き受けられていた為替手形についてはイギリス銀行が(損失に関する政府の保証を得て)バンク・レートで割り引く、との発表が行なわれた。さらに、9月5日には、手形の期日に支払いが不可能な引受人にはイギリス銀行がバンク・レートに2%上乗せした金利で貸し出す、また引受人が回収できなかつた残高については戦後1年間は請求されない、という措置が発表された。
- 15) Seabourne (1986), p. 109.
- 16) 金本位制が完全に機能するためには自由鑄造・自由溶解・自由兌換・自由輸出入が必要であるとする見解は、ごく一般的に示されてきたものである。とりあえず、三宅(1968), 6-7 頁、岡本(1983), 130 頁、を参照。また、上記の諸条件が満たされなくなるので金貨流通を欠く金本位制は不完全なものになるという指摘も、一般的に行なわれてきたことである。たとえば、川合(1968), 40-42 頁、吉沢(1990), 50 頁、を参照。
- 17) Cf. Sayers (1976), vol. 1, p. 76 [西川監訳, 102 頁].
- 18) この法律は次の文献に収録されている。Gregory (1929), Vol. 2, p. 322.
- 19) Feavearyear (1931), p. 344 [一ノ瀬・川合・中島訳, 361-362 頁]. なお、本稿の説明は本書の pp. 343-344 [361-362 頁] も参考にしているが、邦訳 361 頁には意味の理解しにくい箇所がある。
- 20) 1915 年に内閣改造があり、大蔵大臣には、ロイド・ジョージに替わってマッケンナが就任した。
- 21) Cf. Bank of England Archive (hereafter BoE Archive) : C 45/16, 1858-1970 Bank's Reserve and Gold Reserve, Gold Coin in Circulation. この文書において、マッケンナは、1914 年 6 月 30 日時点で、イギリス銀行を含む諸銀行の保有する金貨は 8280 万ポンド、公衆の手にある金貨は 7800 万ポンド、と説明しているが、彼が「金貨」と表現している 8280 万ポンドという数字には、実際にはイギリス銀行の、地金も含む金準備全體が含まれている。したがって、8280 万ポンドから、14 年 7 月 1 日の週報に示されているイギリス銀行金準備約 4000 万ポンドを控除すると、4280 万ポンドになる。これに公衆保有分 7800 万ポンドを加えると、1 億 2080 万ポンドになるわけである。
- なお、この頃のイギリス銀行金準備の中にある金貨は、約 2600 万ポンドである。Cf. BoE Archive : C 1/62, 1914 Account Book (Daily Accounts 1914 Deputy Governor), Daily Accounts.
- 22) Feavearyear (1931), p. 344(一ノ瀬・川合・中島訳, 362 頁). Cf. Sheppard (1971), p. 180.
- 23) Josset (1962), p. 143.
- 24) PRO : T 176/5, Monetary Policy 1920-9, Gold held in the United Kingdom 1914-1922.
- 25) ブラドベリーは、1896 年に官庁に入り、植民省

1914年恐慌と金本位制下の金貨流通

- に短期間勤務した後、大蔵省へ移った。大蔵省では、1905年に当時のアスキス蔵相の Private Secretary に任命されるなど幹部職を歴任し、13年には Joint Permanent Secretary になった。第一次大戦中は政府の Chief Financial Adviser も務めたが、19年に大蔵省を辞している。以上は、イギリス公文書館(PRO)に備えられている Standard (Class) list の『T 165-185』の中にある「T 170」すなわち「Bradbury Papers」に関する説明文に基づく。
- 26) Cf. PRO : T 160/409/F1622/1, Collection of Banker's Gold Coin from all Banks throughout the U. K. Expenses incurred by Bank of England.
- 27) Jossset (1962), p. 143.
- 28) PRO : T 176/5, op. cit., p. 3.
- 29) *The Parliamentary Debates*, 5th Series, Vol. 183, 55.
- 30) 以上に示した書簡類は、次のものに収められている。PRO : T 160/409/F1622/1, op. cit..
- 31) Cf. Keynes (1914), p. 473.
- 32) Clapham (1946), p. 33.
- 33) Jossset (1962), p. 143
- 34) *The Parliamentary Debates*, 5th Series, Vol. 65, 1992.
- 35) *Ibid.*, 1993.
- U. K. Expenses incurred by Bank of England.
- T 160/409/F1622/2, Collection of Banker's Gold Coin from all banks throughout the U. K. Expenses incurred.
- T 170/14, Correspondence etc, The Government and the Bank August-September 1914.
- T 170/19, Miscellaneous memoranda, Part2, 1914.
- T 176/5, Monetary Policy 1920-9.
- Statistical Abstract for the United Kingdom.*

参考文献

- 岩本武和 (1999) 『ケインズと世界経済』岩波書店。
- 岡本磐男 (1983) 『管理通貨制とインフレ機構』有斐閣。
- 金井雄一 (1989) 『イギリス銀行金融政策の形成』名古屋大学出版会。
- 金井雄一 (1992) 「『通貨論争』後における貨幣・信用論の展開」、経済学史学会編『経済学史——課題と展望』九州大学出版会、所収。
- 川合一郎 (1968) 『インフレーションとは何か』岩波書店。
- 塩野谷九十九 (1975) 『イギリスの金本位復帰とケインズ』清明会出版部。
- 代田純 (1999) 『現代イギリス財政論』勁草書房。
- 佐美光彦 (1976) 『国際通貨体制』東京大学出版会。
- 三宅義夫 (1968) 『金』岩波書店。
- 吉沢法生 (1990) 「金本位制から管理通貨制へ」、鈴木芳徳編著『現代金融論』文眞堂、所収。
- Brown, William Adams, Jr., (1940) *The International Gold Standard Reinterpreted 1914-1934*, New York.
- Capie, Forrest and Alan Webber, (1985) *A Monetary History of the United Kingdom, 1870-1982*, Vol. 1, London.
- Capie, Forrest and Geoffrey E. Wood (eds.), (1986) *Financial Crises and the World Bank-*

資料

- The Bank of England Archive
- C 1/62, 1914 Account Book.
- C 43/157, Gold Imports and Exports 1914-1919.
- C 45/16, 1858-1970 Bank's Reserve and Gold Reserve.
- The Economist.*
- The Parliamentary Debates.*
- Public Record Office
- T 160/409/F1622/1, Collection of Banker's Gold Coin from all Banks throughout the

- ing System, London.
- Clapham, John, (1946) "The Transition from Peace to War", in Sayers (1976), Appendixes, appendix 3: Sir John Clapham's Account of the Financial Crisis in August 1914.
- Feavearyear, Albert, (1931) *The Pound Sterling: A History of English Money*, revised by E. Victor Morgan, 2nd ed., Oxford, 1963 [—ノ瀬・川合・中島訳『ポンド・スターリング——イギリス貨幣史——』新評論, 1984 年].
- Gregory, T. E. (ed.), (1929) *Select Statutes Documents and Reports Relating to British Banking 1832-1928*, 2vols, Oxford (new impression, London, 1964).
- Hawtrey, R. G., (1938) *A Century of Bank Rate*, London [英国金融史研究会訳『金利政策の百年』東洋經濟新報社, 1977 年].
- Josset, C. R., (1962) *Money in Britain*, London.
- Keynes, J. M., (1914) "War and the Financial System, August, 1914", *The Economic Journal*, Vol. XXIV, Sept. 1914.
- Mitchell, B. R., (1962) *Abstract of British Historical Statistics*, Cabbridge.
- Sayers, R. S., (1976) *The Bank of England 1891-1944*, 3 vols., Cambridge [西川元彦監訳『イングランド銀行——1891-1944 年——』上・下, 東洋經濟新報社, 1979 年].
- Seabourne, Teresa, (1986) "The Summer of 1914", in Capie, Forrest and Geoffrey E. Wood (eds.) (1986).
- Sheppard, D. K., (1971) *The Growth and Role of UK Financial Institutions 1880-1962*, London.

(名古屋大学大学院経済学研究科)